

静岡県富士登山条例施行規則をここに公布する。

令和7年3月27日

静岡県知事 鈴木康友

## 静岡県規則第13号

静岡県富士登山条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、静岡県富士登山条例（令和7年静岡県条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公益性が高いと認められる業務)

**第2条** 条例第2条第2号エに規定する規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 非常災害に対処するための業務
- (2) 森林の保続培養又は森林生産力の増進のために行う伐採、造林、保育等の業務
- (3) 生態系、生活環境又は農林水産業に係る被害の防止のために行う鳥獣の捕獲等の業務
- (4) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する自然公園の管理の業務
- (5) 道路法（昭和27年法律第180号）第15条及び第42条第1項に規定する県道の管理及び維持又は修繕の業務
- (6) 公共工事の施工又は監理の業務
- (7) 警察法（昭和29年法律第162号）第2条第1項に規定する警察の責務の遂行のための業務
- (8) 静岡県世界遺産富士山基本条例（平成27年静岡県条例第31号）第2条第2号に規定する富士山の保全の業務
- (9) 次に掲げる設備又は工作物の設置、維持、解体その他の業務
  - ア 放送法（昭和25年法律第132号）第2条第26号に規定する放送事業者の業務に用いられる電気通信設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第2号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）
  - イ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号に規定する電気事業の用に供する同項第18号に規定する電気工作物
  - ウ 電気通信事業法第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する電気通信設備
- (10) その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして知事が認めるもの  
(条例第3条第1号の規則で定める要件)

**第3条** 条例第3条第1号の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 知事が指定する講習を修了すること。
- (2) その他前号に掲げる要件に準ずるものとして知事が定めるものを満たすこと。  
(条例第3条第2号の規則で定める時間帯等)

**第4条** 条例第3条第2号の規則で定める時間帯は、午後2時から翌日の午前3時までの間とする。

2 条例第3条第2号の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 入山をする日において富士山に存する山小屋に宿泊すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、登山の安全に支障を及ぼすおそれがない者として知事が認めるものであること。

(入山の届出)

**第5条** 条例第4条第1項の規定による届出は、次項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。この場合において、登山者が集団で入山をしようとするときは、その代表者が届け出ることができる。

2 条例第4条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 登山者の氏名及び連絡先
- (2) 登山及び下山の経路
- (3) 入山をしようとする登山者の数
- (4) 入山をしようとする年月日及び時間帯
- (5) 山小屋に宿泊する場合にあっては、当該山小屋の名称
- (6) その他知事が必要と認める事項

3 第1項の届出書には、次に掲げる書面を添付するものとする。

- (1) 第3条第1号に該当する場合にあっては、同号の講習を修了していることを証する書面
- (2) その他知事が必要と認める書面

4 条例第4条第2項の規定による届出は、変更が生じた事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

5 条例第4条第3項の規定による届出は、入山を中止した旨を記載した届出書を提出して行うものとする。

6 知事は、前条第1項に規定する時間帯に入山をしようとする登山者から条例第4条第1項又は第2項の規定による届出があったときは、当該登山者に前条第2項第1号に該当することを証する書面の提示を求めると又はその他の方法により、同号に係る事実を確認することができる。

(入山証の交付)

**第6条** 条例第5条第1項の規定による入山証の交付は、次に掲げるものをもってするものとする。

- (1) 条例第4条第1項の規定による届出をした旨、入山をしようとする年月日及び納付した手数料の額を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）
- (2) 条例第4条第1項の規定による届出をしたことを証する物品として知事が定めるもの

#### 附 則

この規則は、令和7年5月9日から施行する。